

## 水道料金は納期限までに納めましょう

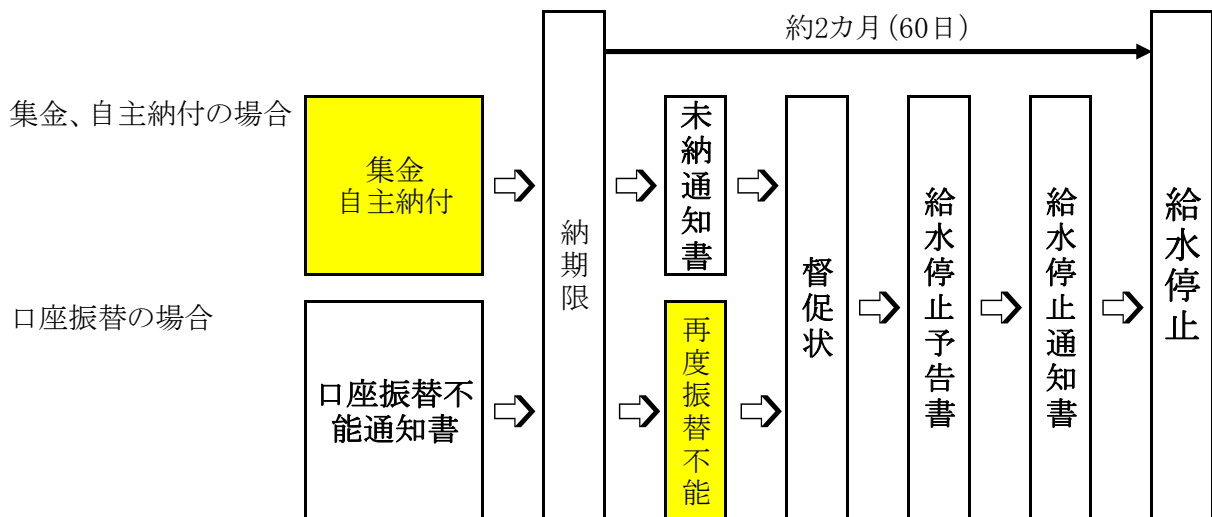
水道課・地域振興課では、平成19年4月1日から水道料金を納めない人に対し、給水停止処分を行います。また、給水停止までの期間を短縮し、納期限を過ぎた人全員に、督促状などを送付して納入を促します。

現在、水道料金を滞納されている人、月遅れでお支払をされている人、口座引落としがきちんとできていない人は特にご注意ください。水道料金のお支払方法についてのご相談も受け付けています。(口座振替が便利です。)

水道は、皆様の水道料金で運営されております。公平・公正を保つため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 給水停止までの流れ

納期限から約2ヶ月で給水停止となります。



- \* 納期限は検針した月の翌月末になっています。(例:1月に使用した場合、検針日は2月1日頃となり、2月分の水道料金としての請求となります。納期限は3月末となります。)
- \* 上図及び注意書きは旧熊野市分です。旧紀和地区については、検針日等が異なりますので、詳しくは地域振興課までお問い合わせください
- \* 旧紀和地区での口座振替の取扱い金融機関は郵便局のみですので、ご注意ください。

**【問い合わせ】**水道課業務係(0597-89-4111内線217)  
地域振興課(05979-7-1113)